

第2章 勘定科目

第1節 勘定科目表の体系

組合は、組合員間の相互扶助や共益を目的とする非営利的事業を展開する組織である。株主への利益還元を第一義とし、積極的に営利活動を推進する株式会社とは、その組織原理を異にする。

協同組合をはじめとする非営利組織の会計は、長らく利益を追求する株式会社のそれとは一線を画するものと考えられてきたが、近年、国際的には企業会計との調和化が進められる傾向にある。国際的な状況に鑑み、今回の組合会計基準の改訂は、企業会計における新会計基準を積極的に取り入れたものとなっている。中小企業等協同組合法（以下「中協法」という。）の施行規則（以下「中協法規則」という。）第45条には、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準へのしん酌規定が設定されたため、企業会計と同様の内容と考えられる。

しかしながら、組合会計基準の内容が会社計算規則等の企業会計のそれと調和化されつつあるとはいえ、組合の存在意義が新しい会計基準によって縛られることがあってはならない。組合はあくまでも社会的弱者が協力して、組合員が相互扶助の精神のもと、互いに利益を享受しあうことが前提の組織であって、やはり株式会社とは一線を画する組織である。

中協法規則第45条には、企業会計基準と並んで、その他の会計慣行として組合会計基準もしん酌の対象とされている。

勘定科目の選択に当たっては、組合独自の科目を尊重し、組合会計の論理と企業会計の論理が対峙する局面では、組合のアイデンティティーにまでさかのぼり処理を行うことが肝要である。具体的には、組合の組合員間の共益を目的とした事業に充てる賦課金収入、組合員の相互啓発並びに教育訓練のための費用に充当する内部留保を意味する教育情報費

用繰越金、先に加入した組合員と後から加入した組合員間の出資持分を調整するための加金などは、株式会社には存在しない組合独特の代表的な科目である。

なお、平成18年に施行された会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により、中協法等にも、会社法と同様に適時・正確な会計帳簿の作成義務が明記された。したがって、組合においても、帳簿への記帳に当たっては、「すみやかな記帳」と「正確な記帳」を行うことが求められていることを肝に銘じなければならない。

第2節 勘定科目表

1 勘定科目設定の原則

勘定科目は、会計処理の基になるものであるから、組合で実施する事業の種類や事業の規模によって、これを設定しなければならない。

勘定科目の設定に当たっては、次の諸点に留意することが必要である。

- (1) その内容が理解しやすい名称を選ぶこと。(明瞭性)
- (2) 異なった性質の事柄を同一科目に混入しないようにすること。(単純性)
- (3) 事業の規模及び種類に応じて、精粗の選択をすること。(適応性)
- (4) 一度設定されたものは、みだりに変更しないこと。(継続性)
- (5) 各科目の内容が統計的に分類表示されていること。(統一性)

2 勘定科目表

次の勘定科目表は、通常、組合で使用される勘定科目を網羅的に列挙したものであるから、それぞれの組合において本表の勘定科目の全部を設定する必要はなく、組合の実情に最も適合するよう取捨選択し、必要により本表に掲げられていない勘定科目を設定しても差し支えない。

3 勘定科目表の分類

本勘定科目表は、大分類、区分、中分類、小分類に分類し、通常は小分類を勘定科目として採用することとなる。なお、小分類では包括的すぎる場合には、さらに細分類を設けているのでこれを採用することができる。

大分類は、資産、負債、純資産、収益及び費用に分類した上で、それぞれに次のように

さらに区分を設けている。

- (1) 資産は、流動資産、固定資産、繰延資産に分類し、固定資産はさらに有形固定資産、無形固定資産、外部出資その他の資産の中分類に区別する。
- (2) 負債は、流動負債と固定負債に区別する。
- (3) 純資産は、組合員（会員）資本、評価・換算差額等に分類するとともに、組合員（会員）資本はさらに出資金、未払込出資金、資本剰余金、利益剰余金に分類する。資本剰余金は資本準備金、その他資本剰余金に、利益剰余金は利益準備金、その他利益剰余金の中分類に区別する。
- (4) 収益は、事業収益、賦課金等収入、事業外収益及び特別利益に区別する。
- (5) 費用は、事業費用、一般管理費、事業外費用、特別損失、税等に区別する。

大分類 一 資産

区分	中分類	小分類	細分類	説明
I 流動資産		1 現金及び預金	(1)現金 ①小口現金 ②外国通貨 (2)預金 ①当座預金 ②普通預金 ③振替貯金 ④通知預金 ⑤定期預金 ⑥定期積金 ⑦外貨預金	通貨及び受入小切手、郵便為替証書、郵便振替貯金払出証書等処理する。 外国通貨を処理する。 外国通貨は、決算時の為替相場による円換算額を付する。 金融機関に対する預金（信託預金を含む）、積金、郵便貯金及び郵便振替貯金を処理する。決算日の翌日から1年を超えて期限が到来する預金は原則として外部出資・その他の資産で処理する。 必要により金融機関別に表示する。 必要により金融機関別に表示する。 必要により金融機関別に表示する。 必要により金融機関別に表示する。 必要により金融機関別に表示する。 必要により金融機関別に表示する。 外貨建の預金を処理する。 外貨預金は原則として決算時の為替相場による円換算額を付する。長期の外貨預金は原則として、外部出資・その他の資産で処理する。
		2 受取手形		金融事業以外の通常の事業取引によって取得した手形を処理する。(手形を割引いたり裏書譲渡をした場合は、割引手形勘定か手形裏書義務等の偶発債務勘定を設ける。)土地、設備等に対する受取手形は事業外受取手形で処理する。

第3章 事業報告書と決算関係書類

- 8 重要な子会社（子法人、関連会社）の状況（商号（名称）、代表者名、所在地、資本金額、当該子会社に対する組合の議決権比率、主な事業内容）
- 9 組合の運営組織の状況に関する重要な事項

Ⅲ その他組合の状況に関する重要な事項

第2節 財産目録

財産目録は、まず資産の内容を示し、ついで負債の内容を示し、その差額を正味資産として表示するものである。

財産目録に付すべき価額については、昭和44年の最高裁判所の判決における「協同組合の組合員が組合から脱退した場合における持分計算の基礎となる組合財産の基礎となる価額の評価は、所論のように組合の損益計算の目的で作成されたいわゆる帳簿価額によるべきでなく、協同組合としての事業の継続を前提とし、なるべく有利にこれを一括譲渡する場合の価額を標準とすべきものと解するのが相当である。」に従い、処分換価価額に改訂すべきかについて検討されたが、当時は時価会計が行われていなかったため、従来からの取得原価基準による財産目録の作成を継続することにしてきた。

平成13年に会計制度に時価会計が導入されたことから、第7回（平成13年11月）会計基準改訂に際して、再度時価への改正を検討した。その結果、取得原価基準による貸借対照表の価額を、財産目録に移記するが、財産目録の脚注に時価による組合正味財産の価額を表示することにした。

今回、会計処理に関する規定が盛り込まれた中協法規則が公布されたが、同規則第56条第2項では、財産目録に計上すべき財産については、第103条（資産の評価）により取得価額を付すこととされた。このため、財産目録の作成方法は、従来どおり、取得原価基準であり、一部の名称等の変更を除いて改訂はない。

1 中協法規則上の財産目録に関する規定

中協法規則において、財産目録については次のとおり規定されている。

(財産目録)

第56条 法第40条第2項（法第69条第1項において準用する場合を含む。）の規定により各事業

年度ごとに組合が作成すべき財産目録については、この条の定めるところによる。

2 前項の財産目録は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。

- 一 資産
- 二 負債
- 三 正味資産

3 資産の部又は負債の部の各項目は、当該項目に係る資産又は負債を示す適当な名称を付した項目に細分することができる。

4 第2項の規定にかかわらず、共済事業を行う組合は、当該組合の財産状態を明らかにするため、同項第1号及び第2号について、適切な部又は項目に分けて表示しなければならない。

(資産の評価)

第103条 資産については、この省令又は法以外の法令に別段の定めがある場合を除き、会計帳簿にその取得価額を付さなければならない。

2 償却すべき資産については、事業年度の末日（事業年度の末日以外の日において評価すべき場合にあっては、その日。以下この款において同じ。）において、相当の償却をしなければならない。

3 次の各号に掲げる資産については、事業年度の末日において当該各号に定める価格を付すべき場合には、当該各号に定める価格を付さなければならない。

- 一 事業年度の末日における時価がその時の取得原価より著しく低い資産（当該資産の時価がその時の取得原価まで回復すると認められるものを除く。）事業年度の末日における時価
- 二 事業年度の末日において予測することができない減損が生じた資産又は減損損失を認識すべき資産 その時の取得原価から相当の減額をした額

4 取立不能のおそれのある債権については、事業年度の末日においてその時に取り立てることができないと見込まれる額を控除しなければならない。

5 債権については、その取得価額が債権金額と異なる場合その他相当の理由がある場合には、適正な価格を付することができる。

6 次に掲げる資産については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付することができる。

- 一 事業年度の末日における時価がその時の取得原価より低い資産
- 二 市場価格のある資産（子会社の株式及び持分並びに満期保有目的の債券を除く。）
- 三 前二号に掲げる資産のほか、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことが適当な資産

(負債の評価)

第104条 負債については、この省令又は法以外の法令に別段の定めがある場合を除き、会計帳簿に債務額を付さなければならない。

2 次に掲げる負債については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことができる。

- 一 次に掲げるもののほか将来の費用又は損失（収益の控除を含む。以下この号において同じ。）の発生に備えて、その合理的な見積額のうち当該事業年度の負担に属する金額を費用又は損失として繰り入れることにより計上すべき引当金

イ 退職給付引当金（使用人が退職した後に当該使用人に退職一時金、退職年金その他これらに類する財産の支給をする場合における事業年度の末日において繰り入れるべき引当金をいう。）

ロ 返品調整引当金（常時、販売する棚卸資産につき、当該販売の際の価額による買戻しに係る特約を結んでいる場合における事業年度の末日において繰り入れるべき引当金をいう。）

- 二 前号に掲げる負債のほか、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことが適当な負債

2 財産目録様式例

		財 産 目 録				
		平成	年	月	日	
					円 (千円)	
一 資産の部						
I 流動資産						
1 現金及び預金						
(1)	現金				× × ×	
(2)	預金	①当座預金	〇〇口		× × ×	
		②普通預金	〇〇口		× × ×	
		③定期預金	〇〇口		× × ×	計 × × ×
2 受取手形						
(1)	約束手形		〇〇通			× × ×
3 売掛金						
(1)	組合員売掛金		〇〇口		× × ×	
(2)	外部売掛金		〇〇口		× × ×	計 × × ×
4 短期有価証券						
(1)	売買目的有価証券		〇〇株		× × ×	
(2)	満期保有目的有価証券	割引商工債券			× × ×	
(3)	その他有価証券				× × ×	計 × × ×
5 商品、製品、原材料等						
(1)	商品		〇〇品		× × ×	
(2)	貯蔵品		〇〇品		× × ×	計 × × ×
6 前渡金						
(1)	組合員前渡金		〇〇口		× × ×	
(2)	外部前渡金		〇〇口		× × ×	計 × × ×
7 前払費用 借入利息未経過分						
8 未収収益 貸付利息未収分						
9 貸付金						
(1)	証書貸付金		〇〇口		× × ×	
(2)	手形貸付金		〇〇口		× × ×	
(3)	手形割引貸付金		〇〇口		× × ×	計 × × ×
10 繰延税金資産						
11 その他の短期資産						
(1)	立替金					× ×
(2)	仮払金				× ×	
(3)	未収賦課金		〇〇口		× × ×	
(4)	未収消費税等				× × ×	計 × × ×
12 貸倒引当金						
					△ × × ×	
流動資産計					× × × ×	
II 固定資産						
i 有形固定資産						
1 建物及び建物付属設備						
(1)	建物	取得価額	償却累計額	期末簿価		
①	事務所	× × ×	× × ×	× × ×		
②	工場	× × ×	× × ×	× × ×		計 × × ×